

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田市勤労青少年ホームの使用内容の変更の許可			
根拠 法令及び条項	蓮田市勤労青少年ホーム設置及び管理条例 第9条、第10条			
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第1号に該当） 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第1号に該当）			
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） (使用の許可) <p>第9条 ホームを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可に際し、必要があると認めるときは、条件を付することができます。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、ホームの使用を許可しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ホームの管理上及び公益上支障があると認められるとき。 (2) ホーム及びその附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (3) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。 (4) 勤労青少年の利用に支障があると認められるとき。 (5) その他ホーム設備の目的に反すると認められるとき。 <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○蓮田市勤労青少年ホーム設置及び管理条例施行規則 (使用許可の申請)</p> <p>第3条 申請者は、前条第1項に規定する予約の決定を受けた後、様式第1号の蓮田市勤労青少年ホーム使用（変更）許可申請書を市長に提出し、使用の許可を申請しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 申請者が、前条第1項の予約の決定を受けた日から起算して10日以内に前項に規定する使用許可の申請の手続をしないときは、当該予約の申込みは、取り消すものとする。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の規定による申請に対して使用又は変更の許可をしたときは、申請者に様式第2号の蓮田市勤労青少年ホーム使用（変更）許可書（以下「許可書」という。）を交付する。</p>			
	審査基準設定年月日	令和6年 3月15日	審査基準最終変更年月日	年 月 日

標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間（ ■ 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当) (理由：個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、標準処理期間を定めることは困難であるため)		
標準処理期間 設定年月日	年　　月　　日	標準処理期間 最終変更年月日	年　　月　　日
所管部署	環境経済部　自治振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。